

とうなん・追分シーニックバイウェイルート運営代表者会議規約

(名称)

第1条 本会は、西渡島・南檜山シーニックバイウェイ（仮称）運営代表者会議（以下、本会という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、「シーニックバイウェイ北海道」制度の理念に基づいて事業を实践し、当該地域の振興及び発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) ルート運営に関する事業の策定と実施
- 2) ルート運営に必要な事項の検討と決定
- 3) 行政関係機関との協働連携
- 4) その他本会の目的に必要な事業

(組織・会員)

第4条 本会の会員は、正会員と協力会員とする。

- 1) 正会員は、本会の目的に賛同する各活動団体及び事業所（企業を含む）の代表者とする。
- 2) 協力会員は、本会の目的に賛同する個人とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 3名
 - 3) 部会長 若干名
- 2) 会長及び副会長は総会において選出する。
 - 3) 部会長は部会で互選する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 本会に次の事務局をおく。

- 1) 事務局長 1名
 - 2) 事務局員 若干名
- 2) 事務局長及び事務局員は会長が指名し総会で承認する。その任期は2年とする。
 - 3) 事務局は本会の庶務と会計を処理する。

(会計監査)

第8条 本会に次の会計監査をおく。

- 1) 会計監査 2名
- 2) 会計監査は総会において選出する。その任期は2年とする。

(会議)

- 第9条 本会の会議は次の通りとする。
- 1) 総会 年1回開催し、会長がこれを招集する。
 - 2) 役員会 会長が必要に応じてこれを招集する。
 - 3) 全体会議 会長又は役員会が必要に応じてこれを招集する。
- 2 会議の議事進行は会長又は会長が指名する者が務める。
- 3 会議の議決は正会員出席者の過半数をもって成立する。

(部会)

- 第10条 本会の活動を円滑に遂行するために部会を設置する。
- 2 会員はいずれかの部会に所属する。
- 3 部会構成はその都度総会又は役員会で決定する。
- 4 部会は次の責任者を互選し、その任期は2年とする。
- 1) 部会長 1名
 - 2) 副部会長 1名

(会費)

- 第11条 本会を構成する正会員は年会費を納入する。
- 尚、協力会員については会費を納入しないものとする。
- 2 年会費は総会において定める。

(経費)

- 第12条 本会の経費は下記の通りとする。
- 1) 会費
 - 2) 寄附金
 - 3) 負担金
 - 4) その他

(入退会)

- 第13条 本会の目的に賛同する組織の入会はその都度役員会で決定する。
- 2 本会の活動に著しく反した組織は役員会で退会の可否を決定する。

(補則)

- 第14条 本会の規約の変更及び本会の運営に関する必要な事項は総会又は役員会で定める。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は4月1日をもって始まり翌年3月31日をもって終わる。

付則

1. 本規約は平成19年12月8日から施行する。
2. 本会の設立初年度の会計年度及び役員任期は、設立の日から平成21年3月31日までとする。